

「王寺観光ボランティアガイドの会」規約

(名 称)

第1条 本会は、「王寺観光ボランティアガイドの会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、王寺町の歴史、文化等に理解と愛着を深め、王寺町を訪れる観光客、見学者をガイドすることと、王寺町の観光振興に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- 一. 観光客、見学者に対する王寺町内観光のガイドサービス
- 二. 会員資質を高めるための研修
- 三. 会員相互の親睦を図るための友好及び交流の促進
- 四. 常に探究心をもちながら、新たな観光資源を発掘し町内外に紹介
- 五. 観光ボランティアガイドの会ネットワークへの加盟
- 六. その他、本会の目的達成に必要な活動

(事務局)

第4条 本会の事務局を、王寺町久度2丁目2番1-501号王寺町観光協会内に置く。

(会 員)

第5条 本会の会員は、観光ボランティアガイド養成講座を終了した者。もしくは観光に関する知識を有する者で、本会会長より認定された者とする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に資格を失う。

- 一. 会費の滞納
- 二. 本会の目的に反する行動により、本会の名誉を著しく傷つけたと役員会で決定されたとき

(役 員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- 一. 会 長 1名
- 二. 副会長 2名
- 三. 会 計 1名
- 四. 企 画 1名
- 五. 渉 外 1名
- 六. 総 務 1名
- 七. 監査役 1名
- 八. 相談役を置くことができる。
- 九. 顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において選出する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- 一. 会長は会を代表し、会の統括並びに對外折衝などにあたる。
- 二. 副会長は、会の実務全般を行う。また会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三. 会計は、組織の会計収支について所管するとともに、組織の財産を管理する。
- 四. 企画は、観光及びガイドに関する企画立案、企画推進を行う。
- 五. 渉外は、町役場、観光協会、商工会、関係機関等との折衝を行う。
- 六. 総務は、書記および会の記録等を行う。
- 七. 監査役は、この会の収支及び業務について監査を行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会、定例会とする。

- 一. 通常、総会は、年1回4月に開催する。
- 二. 会長が必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。
- 三. 役員会は、総会及び定例会などの案件を審議する。
- 四. 月1回定例会を行なう。

(招集)

第12条 総会並びに役員会、定例会は、会長が招集し、議長となる。

(総会決議事項)

第13条 総会決議事項は、次のとおりとする。

- 一. 毎年度末の決算及び翌年の予算、活動計画、規約改正
- 二. 役員選任

(決議方法)

第14条 総会は、会員の過半数が出席し、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第15条 本会の経費は会費及び、補助金、その他助成金並びに賛助金、その他収入をもって充てる。

(会費)

第16条 本会の会費は、2,000円とする。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(附 則)

第18条 本規約は、2011年7月12日より実施する。

本規約は、2012年5月23日一部追加修正、即日施行する。

本規約は、2014年5月20日一部追加修正、即日施行する。

本規約は、2014年10月28日一部追加修正、即日施行する。

2. 本規約に定めるものの他に必要な事項は、役員会で決定し、全会員に通知する。
3. 運用細則その他については、別に定める。

「王寺観光ボランティアガイドの会」運用細則

(運用)

第1条 「王寺観光ボランティアガイドの会」規約第2条に基づき行う。

(携帯品等)

第2条 観光ガイドに際しては、認定書及びその他必要なものを携帯する。

2 観光ガイド業務を終了後、業務報告書を事務局へ提出する。

(留意事項)

第3条 ガイド業務について、次のことを誠実に遂行するものとする。

- 一. やむえない事情で就業できない場合は早急に事務局に連絡する。
- 二. 業務上知り得た秘密事項及びガイド利用者の不利益になることは他に漏らさぬこと。
- 三. 会員の事故、その他不測の事故が起きた場合は速やかに事務局へ報告する。

(会員の業務)

第4条 会員は、会全体の信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。

(ガイド料)

第5条 ガイド料は1回1000円とする。但しガイド申請に限る。

(登録の抹消)

第6条 次の各号に該当する者は、役員会の審査、決議により除名とし、登録を抹消する。

- 一. 第4条の業務に反した者
- 二. 会の組織を利用して、自己の利益を図る者
- 三. 特別の理由なく、全体会議、研修等に殆ど参加しない者
- 四. 特別の理由なく、会のガイド要請に応じないなど、著しく就業意欲に欠ける者
- 五. その他

(班制度)

第7条 会員を班別に編成する。

(補足)

第8条 この細則に規定するものの他必要な事項は会長が役員会にはかって決定する。

(附則)

この細則は2011年7月12日から施行するものとする。

この細則は2012年5月23日から施行するものとする。

この細則は2014年5月20日から施行するものとする。